平成２３年（フ）第１３３号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目26番１号
債務者　加藤眞理子
１　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木山　義朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第７２３号
静岡市清水区蒲原中350番地の１
債務者　磯部　清子
１　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高木真二郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟450号室
債務者　ＰＯＯＬアンドＤＡＲＴＳカフェ・モニこと河本宗秀こと　河　　宗秀
１　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　邦子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４６０号
堺市北区百舌鳥梅町３丁36番地１　大阪府営百舌鳥梅町住宅３―1312号、前住所大阪府高石市羽衣５丁目１番65―508号
債務者　前川　清次
１　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　邦子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５６５号
堺市南区原山台３丁１番15―101号
債務者　田中　和夫
１　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　邦子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４２２号
函館市杉並町19番１号
債務者　佐々木　治
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４３７号
函館市美原３丁目58番６号
債務者　松岡　隆一
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４４３号
函館市西旭岡町２丁目43番地８
債務者　中村　宏起
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１４号
山形県米沢市金池１丁目３番２―311号
債務者　千葉　春雄
１　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１１５号
山形県南陽市三間通130番地
債務者　高崎　英磨
１　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１２１号
山形県米沢市窪田町窪田991番地
債務者　後藤　和彦
１　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１７４６号
さいたま市見沼区大字御蔵1398番地10、旧住所さいたま市緑区道祖土３丁目２番22号　浦和昭和ビル205
債務者　荻野　經雄
１　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５９２号
埼玉県春日部市下蛭田223番地１
債務者　池田　　守
１　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
新潟県柏崎市栄町９番９号、前住所新潟県長岡市古正寺２丁目202番地
債務者　五十嵐　徹
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
新潟県長岡市関原南４丁目4003番地、前住所新潟県長岡市新町３丁目３番18号
債務者　新保　文代
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５８０号
愛知県岡崎市欠町字中通９番地
債務者　佐野　幾恵
１　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
三重県伊勢市中須町559―２、住民票上の住所三重県伊勢市中島２丁目６番１号
債務者　島田　洋二
１　決定年月日時　平成23年11月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係